

毎週月. 水. 金曜日発行

富 山 県 報

平成26年 3 月 28 日

金 曜 日

号 外(2)

目 次	
富 山 県 訓 令	
富山県公営企業管理規程	
富山県教育委員会訓令	
富山県警察本部訓令	
○富山県庁議運営規程の一部を改正する訓令	1
訓 令	
○富山県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令	2
富山県災害対策本部訓令	
○富山県災害対策本部の組織及び運営に関する規程の一部を改正する訓令	4
富山県国民保護対策本部	
富山県緊急対処事態対策本部訓令	
○富山県国民保護対策本部及び富山県緊急対処事態対策本部の組織及び運営に関する規程の一部を改正する訓令	7

~~~~~

## 訓 令

~~~~~

富山県庁議運営規程の一部を改正する訓令を次のように定め、公表する。

平成26年 3 月 28 日

富山県知事	石 井 隆 一
富山県公営企業管理者	飯 田 久 範
富山県教育委員会委員長	村 井 和
富山県警察本部長	櫻 澤 健 一

富 山 県 訓 令
 富山県公営企業管理規程 第 1 号
 富山県教育委員会訓令
 富山県警察本部訓令

本 庁
 企 業 局
 教育委員会事務局
 警 察 本 部

富山県庁議運営規程の一部を改正する訓令

富山県庁議運営規程 昭和45年

{	富 山 県 訓 令 富山県営電気事業管理規程 富山県教育委員会訓令 富 山 県 警 察 本 部 訓 令	}	第 1 号	の一部を次の
---	--	---	-------	--------

ように改正する。

第 3 条第 1 項中「東京事務所長」を「首都圏本部長」に改める。

附 則

この訓令は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

(知事政策局)

富山県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定め、公表する。

平成26年 3 月 28 日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県訓令第 1 号

本 庁
出 先 機 関
労働委員会事務局

富山県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

富山県職員安全衛生管理規程（昭和62年富山県訓令第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の 2 第 1 項中「出先機関等」を「機関」に、「当該出先機関等」を「当該機関」に改める。

別表第 1 中

富 山 土 木 セ ン タ ー	所 長
高 岡 土 木 セ ン タ ー	所 長

富山農林振興センター（富山総合庁舎）	所	長
--------------------	---	---

を

中 央 病 院	院	長
富 山 土 木 セ ン タ ー	所	長

に改める。

別表第 3 中「黒部学園」を「黒部学園 砺波学園」に改める。

別表第 4 中「中央研究所」を「生活工学研究所、機械電子研究所及びものづくり研究開発センターを除く。」に改める。

別表第 5 中「消費生活センター」を「防災航空センター 旅券センター（高岡支所を除く。） 旅券センター（高岡支所） 動物管理センター 広域普及指導センター 消費生活センター（高岡支所を除く。） 消費生活センター（高岡支所）」に、「環境科学センター」を「環境科学センター 立山センター」に、「職員研修所 東京事務所」を「職員研修所」に、「総合県税事務所（砺波相談室）」を「総合県税事務所（砺波相談室） 首都圏本部」に、「保育専門学院 砺波学園」を「保育専門学院（附属保育所を除く。） 保育専門学院（附属保育所） 身体障害者更生相談所」に、「薬事研究所（薬用植物指導センター）」を「薬事研究所（薬用植物指導センター） 大阪事務所 名古屋事務所」に、「富山農林振興センター（諏訪川原庁舎）」を「富山農林振興センター（諏訪川原庁舎） 花総合センター」に、「西部家畜保健衛生所」を「西部家畜保健衛生所 中央植物園」に、「栽培漁業センター」を「栽培漁業センター 立山カルデラ砂防博物館」に改める。

別表第 7 中「黒部学園」を「黒部学園 砺波学園」に改める。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

（人 事 課）

富山県災害対策本部の組織及び運営に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定め、公表する。

平成26年 3 月28日

富山県災害対策本部長

富山県知事 石 井 隆 一

富山県災害対策本部訓令第 1 号

富山県災害対策本部の組織及び運営に関する規程の一部を改正する訓令

富山県災害対策本部の組織及び運営に関する規程（昭和46年富山県災害対策本部訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表 1 中

「 | | | 10 その他各部及び各班に属しないこと。 | 」

を

「 | | | 10 災害救助法（昭和22年法律第 118号）の適用の
決定に関すること。
11 その他各部及び各班に属しないこと。 | 」

に、 「 ボランティア班
（男女参画・ボランティア課長）
（男女参画・ボランティア課員） 」 を 「 ボランティア班
（男女参画・県民協働課長）
（男女参画・県民協働課員） 」 に、

「 2 災害救助法（昭和22年法律第 118号）の適用に
関すること。 | 」 を

「 2 災害救助法の適用に関すること（同法の適用の
決定に関することを除く。） | 」 に改める。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

(防災・危機管理課)

富山県国民保護対策本部及び富山県緊急対処事態対策本部の組織及び運営に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定め、公表する。

平成26年3月28日

富山県国民保護対策本部長

富山県緊急対処事態対策本部長

富山県知事 石 井 隆 一

富山県国民保護対策本部

訓令第1号

富山県緊急対処事態対策本部

富山県国民保護対策本部及び富山県緊急対処事態対策本部の組織及び運営に関する規程の一部を改正する訓令

富山県国民保護対策本部及び富山県緊急対処事態対策本部の組織及び運営に関する規程

〔平成18年 富山県国民保護対策本部 訓令第1号 富山県緊急対処事態対策本部〕の一部を次のように改正する。

別表第1の1の表中

ボランティア班
〔男女参画・ボランティア課長
男女参画・ボランティア課員〕

を

ボランティア班
〔男女参画・県民協働課長
男女参画・県民協働課員〕

に改める。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

(防災・危機管理課)

